

別紙

港内労働者諸君に檄す

▲海上労働者諸君

僥倖上組所務小吏流業之著三週海員カ賃銀カ小率  
 二安ハ事一ハ流君ノ知事所てあるハ僥倖は随分久一ハ  
 同辛抱に辛抱を重あて来た。か、お、我慢カ生来在ハハ  
 僥倖は牛馬の如くない僥倖ハ人間として、世間並の待  
 遇を受けた。権利カあつた。僥倖は上組に弱状を訴へた  
 然るに礼儀なき上組代表者は此の如き僥倖の易紙カ  
 要求を理由なく拒絶した。

▲労働者には労働の権利あり、生存の権利あり、其の故に  
 独りする労働者は労働者に後事を以て、其生存の力を保  
 護する。其故に労働者の正義の要求を聞かれ、後